

柏市告示第 39号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

この告示は、柏都市計画事業南柏駅東口土地区画整理事業の施行に伴い、換地処分の公告（土地区画整理法第103条4項）のあった日の翌日から効力を生じる。

平成19年2月28日

柏市長 本 多 晃

変更調書

新	旧		地番
大字	大字	字	
南柏中央	今谷上町	水戸街道	55の6～55の9 66の1 66の2 74の1 74の 7 75の13
	豊四季	桑原	506の39 508の26 508の39 508の44 508の45 508の48～ 508の52 508の55 508の63 508の66 508の68 508の70 508の73 508の75 508の90 508の95 508の100 508の10 4 508の122 508の 124 509の1～509の 3 509の12～509の1 4 509の22～509の2 4 509の33～509の3 7 509の39～509の5 0 509の53～509の9 1 509の94 509の9 5 509の97～509の1 04 509の106～509 の112 510の2～510 の4 510の8～510の1 0 510の16 510の2 2 510の28～510の3 5 510の37 510の3 8 511の1～511の3 511の6 511の7 51

		1の14	511の22	51
		1の24	511の26	51
		1の38	511の39	51
		1の42	511の44	51
		1の45	511の63	51
		2の12	512の15	51
		2の20	512の23	51
		2の86	512の97	51
		2の118	512の123	

及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成17年11月25日現在の登記事項証明書によるものである。